

子ども・子育て会議（第52回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第52回）

議 事 次 第

日 時 令和2年6月26日（金）10:00～12:23

於：オンライン開催

1．開 会

2．議 事

- （1）子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップ
- （2）その他

3．閉 会

秋田会長 それでは、定刻となりましたので、第52回「子ども・子育て会議」を開催いたします。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策のため、オンライン形式で開催いたします。

初めに、委員の交代がありましたのでお知らせいたします。本日付で新山裕之委員が退任され、箕輪恵美委員が着任されましたので、御紹介いたします。

箕輪委員より一言お願いします。

箕輪委員 全国国公立幼稚園・こども園長会会長、箕輪でございます。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠について、事務局より報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

本日は、代理の方を含めれば全員に御出席をいただいているところでございます。代理につきましては、東出委員におかれましては清家代理人、三日月委員におかれましては由布代理人、安河内委員におかれましては伊達代理人に御出席いただいております。

また、専門委員の皆様にも御出席いただいているところでございます。

本日、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料4までを事前にお送りしておりますので、御確認ください。

それでは、議事に入ります。

本日は「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに関するフォローアップ」について議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

池上参事官 それでは、資料を御説明いたします。

まず、資料1は先ほど会長から御説明がありましたとおり、新たに全国国公立幼稚園・こども園長会会長の箕輪委員に御参加いただいておりますので、改めて委員名簿をお配りしてございます。

資料2に参ります。昨年12月に子ども・子育て会議で制度施行後5年の見直しに向けた報告を取りまとめていただきました。1月の子ども・子育て会議では、今年度予算の御説明として、公定価格の見直しを中心に御説明を行わせていただいたところでございます。本日は改めまして取りまとめに掲載された事項で動きのあったものを資料2にまとめておりますので、全体について簡潔に御説明いたします。

中を御覧いただきまして、1ページでございます。下半分のところ「制度全般に関する事項」では、御覧のような対応を行ってございます。

2ページを御覧ください。3.の「公定価格全般に関する事項」では、それぞれ対応が図られておりますけれども、下から3つ目の地域区分につきましては、本日の資料にもあ

りますように、地方自治体に意見照会を行ってございます。

3 ページ、処遇改善等に関する事項でございます。公定価格における対応などを行ったほか、一番下の項目ですけれども、保育の職業・職場についての魅力向上と発信については、本年2月に検討会を立ち上げて検討を行っており、9月頃を目途に結論を得る予定となっております。

4 ページ、質の向上、下のほうもありますが、地域の子育て支援等に関する事項では、公定価格のほか、補助事業の新設も行っております。

5 ページ「地域型保育事業に関する事項」といたしましては、各種の取扱いについて明確化及び周知を行ってございます。

6 ページ「地域子ども・子育て支援事業に関する事項」でございます。今年度予算における対応を様々行っておりますほか、下から3つ目の病児保育の運営実態につきましては、調査結果を別途資料として御用意してございます。

7 ページ「その他の事項」でございます。0.3兆円超の質の向上メニューにつきまして、今年度から措置されたものをお示ししてございます。

また「終わりに」のほうでも、中長期的課題も含めて課題を挙げていただいておりますけれども、進展のあったものについて記載をしてございます。

資料2の御説明は以上となります。

続きまして、資料3の御説明をいたします。昨年の報告書取りまとめの議論の中で、地域区分につきましては、地方自治体の意見も聞きながら、さらに検討すべきとの御意見をいただきましたので、今回、都道府県及び市町村に御協力をいただきまして、アンケート調査を実施いたしました。資料3では、その結果を報告させていただきます。

まず、資料の1ページから5ページまでは、現在の地域区分の説明や他制度の比較などの資料を入れております。時間の関係上、御説明については割愛させていただきます。

6 ページからが、自治体へのアンケート調査結果でございます。

まず7ページ、都道府県への調査の結果を御覧いただきたいと思います。各都道府県、回答に御協力をいただきました。その結果を表1のところでまとめてございますけれども、「特に見直しの必要はない」とする都道府県が30、「見直しの検討が必要」とする都道府県が17となっております。

「見直しの検討が必要」とした都道府県の主な回答を見ますと、課題としては、地域格差が解消されておらず、人材確保に支障が生じているというものがございました。見直し方法といたしましては、周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加などが挙げられております。必要となる財源についての具体的な提案は特にございませんでした。

次の8ページには、都道府県の具体的な回答を幾つか載せてございます。

9 ページ、市町村への調査の結果を御覧いただきたいと思います。表3というところですけれども、「特に見直しの必要はない」とする市町村が96%、「見直しの検討が必要」とする市町村が4%で、「見直しの検討が必要」と回答した市町村数が多い都道府県は、

表の下のところですが、埼玉県や神奈川県などとなっております。

「見直しの検討が必要」とした市町村の主な回答を見ますと、見直し方法としては、周囲の自治体の地域区分を考慮した補正ルールの追加などのほか、保育人材の確保・定着のための支援にも言及がございました。

10ページは、市町村の具体的な回答を幾つか載せてございます。

11ページは、少し論点が変わりますけれども、経過措置が適用されている市町村に経過措置の在り方について調査を行っております。5年後の経過措置期限に向けて検討が必要と考えているところでございます。

12ページでございます。「今後の検討に当たっての視点」ということで、書かせていただきました。地域区分につきましては、今後も御議論をお願いしたいと考えておりますけれども、検討に当たっての視点を整理いたしました。

1つ目の でございますけれども、人件費に係る地域区分の在り方については、12月の取りまとめにおきまして、統一かつ客観的なルールによることが必要であり、公務員の地域手当の支給割合に係る地域区分に準拠して設定するという基本的な考え方を維持すべきとされたことを踏まえて検討する必要があるとしております。

2つ目ですが、今回の調査結果におきまして、都道府県では6割超が、市町村では9割超が「特に見直しの必要はない」と回答していること等を踏まえつつ、他の社会保障制度との整合性の観点から介護保険制度における改正の状況等も考慮して引き続き議論する必要があるとしております。

その際、仮に地域区分の在り方を見直す場合、必要となる財源について、財政中立の原則の下でどのように確保していくのか、併せて検討することが必要と考えられると記載させていただいております。

後ろのページは、各都道府県からいただいた回答について全て参考として載せさせていただきます。

資料3についての御説明は以上になります。一旦私からの御説明は終わらせていただきます。

矢田貝保育課長 続きまして、保育課長でございます。

資料4、病児保育事業の運営状況に関する調査報告について御報告いたします。

1ページをお開きください。調査の目的でございますけれども、今後の国庫補助の在り方を検討するための基礎資料とするということを目的として、いわゆる経営実態の調査を実施いたしました。調査の概要、1ページの下にございますが、悉皆で調査を投げさせていただきますまして、27.1%のところから回答をいただいているということでございます。

2ページ、調査結果の概要をまとめてございますけれども、細かめに3ページ以降で御説明いたしたいと思っております。

3ページ、まず、運営上の課題といたしまして、赤で囲ってございますけれども、「利用児童が日々変動」あるいは「採算を確保することが難しい」ということが挙げられてご

ざいます。といたしまして、年間のキャンセル率の推移について、大体30%超になっているということでございます。

4ページ、一番重要な事業収支の状況でございますけれども、29年度・30年度、調べてございますが、収支差としてはともに100万円超の赤字、10%ぐらいの収支差率の赤字というような状況となっております。

5ページ、その分布の状況が載せられてございます。病児保育・病後児保育につきましては、診療所併設であったり、保育所併設であったり、そうした母体があってやっているという中で、病児・病後児だけで見ると赤字経営になっているところが多いという結果になってございます。

6ページ、定員規模別での収支がどうなっているか。特に大きい方が小さい方ということではなく、それぞれ赤字になっている状況でございます。また、下段は医療機関併設のもの、保育所併設のもの、単独で設置しているもの、それぞれの収支状況についてでございます。単独型は単独ということでマイナスも小さいですが、赤字になっている状況でございます。

7ページには、保育士の給与の状況であったり、定員別の配置状況をまとめてございます。

8ページ、1年間の月別の延べの申込み、延べの利用児童、延べの当日キャンセル、延べの満室断り数ということの推移について載せている状況でございます。

以上が概要でございます。8ページ以下、参考資料に載っていますし、参考資料2で全ての報告書についても配付させていただいているところでございます。我々としては、今回のこの調査結果を基に、また、本日を含めて御意見をいただきながら、令和3年度の予算編成過程の中で、この病児保育の補助の在り方について見直しをしていきたいと考えているところでございます。

あわせて、この資料とは関係ないのですが、病児保育につきましては、今年、コロナの影響で、4月、5月、利用される方が大変減っている状況にございまして、現在の補助の仕組みが基本分プラス利用児童数に応じた補助となっておりますので、そういう意味では、今回のコロナということで、かなり利用数が減っている状況もございまして、今年度の対応につきましても、現在、政府部内で検討、調整をしているところでございます。

資料4については以上でございます。

続きまして、資料5-1で、この間の新型コロナウイルス感染症への対応状況について御報告をさせていただきます。まず、保育について御説明させていただきます。

1ページ、時系列で、この間の主な対応についてまとめさせていただいております。ポイントとなりますのが、一つは2月27日の学校の一斉休業のタイミングでございますけれども、その際において、保育所につきましては、感染予防に留意した上で、原則として開所することをお願いしたということでございます。

また、2つ目のポイントが4月7日、緊急事態宣言の発出を受けまして、この際には、規模を縮小して開所すること等を依頼してございます。

詳しくは2ページに考え方を1枚で整理してございますが、保育所は、保護者が働いており、家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所ということでございますが、緊急事態宣言が出された地域においては自粛、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して登園を控えていただくようお願いする。園児や職員が罹患した場合や地域で感染が拡大している場合には休園ということを検討いただきますが、医療従事者等、仕事を休むことが困難な者の子供に対しての代替措置については検討していただく。そういう意味では、保育所についてはコロナの下でも開所していただき、また、罹患者が出た場合でも、必要な方への保育は何とか確保していただくということをお願いしてきたものでございます。さらには、下段にございまして、家におられる保護者に対する相談支援などもお願いをしているところでございまして、この間のまさに保育の現場の皆様の御尽力、御協力に、この場をお借りして改めて感謝を申し上げる次第でございます。

3ページ、4ページで、そうした保育所に対する運営上の補助について御説明させていただきます。保育所につきましては、まず、前提といたしまして、提供を縮小するとか、仮に臨時休園した場合でも、そもそもの運営費自体が、利用実績にかかわらず、登録児童数に応じて満額支払われるということが根本にございます。そういう意味で医療とか介護、障害福祉のような利用に応じた日払いというものとは大きく異なるということで、我々としても、しっかり保育所のそういう体制を維持するためのものについては継続させていただいた一方で、3ページは、感染拡大防止対策に係る経費、これは1回目の補正予算の中で、前年度の予備費と合わせまして1施設当たり50万円での、こういう感染防止のための経費について補助をさせていただいてございます。

また、4ページでございまして、今回の2次補正につきましても、1施設当たり50万円の補助をさせていただいております。特に「新」と書いてございます。いわゆる慰労金、医療機関、介護施設などに払われる慰労金につきましては、子供の施設につきましては、利用者が感染すると重症化するリスクが高いと必ずしも言えないということや、先ほど御説明した運営費が通常通り支給されていることを踏まえて、慰労金につきましては、高齢者、障害者施設が対象になっているわけでございます。一方で、この保育所について、先ほどの運営費プラス、様々かかり増しになる費用があるだろうということで、ここは職員の方に対する時間外の手当であったり、感染予防のための手当であったりというような賃金を含めまして支給できるようにということで、1施設当たりまた50万円、10分の10で2次補正の中で予算を確保しているところでございます。この制度を活用していただきまして、引き続き御協力いただければということで支援してまいりたいと考えているところでございます。

保育課からは以上でございます。

鈴木子育て支援課長 続きまして、子育て支援課の鈴木といたします。

新型コロナウイルス感染に関する放課後児童クラブの対応について御説明をいたします。

5ページでございます。1月31日以降、種々の通知を出しておりますが、特に2月27日ですが、学校が一斉休業を行う中で、放課後児童クラブにつきましては、原則開所という考えの下、事業を進めるということで通知を出しております。

改めて、3月2日でございます。新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子供の居場所の確保ということで、クラブの業務に職務命令として学校の教員が携わる、または、学校において子供を預かることにより、子供の居場所の確保を促すとともに、学校の空き教室または放課後子供教室の一層の活用について依頼をしております。

次に、3月24日ですが、学校の教育活動の再開に向けまして、感染防止等の対策につきまして、周知をしております。以下は下線を引いた部分ですが、保育所と同様の通知になっております。

6ページ、小学校等の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応でございますが、先ほども通知で申し上げましたが、午前中の開所ということで、放課後児童クラブにおける人的体制の確保が必要になってまいります。それにつきましては、法人間の連携、または福祉関係団体への協力要請、先ほども申し上げましたが、個々の教職員の方々の業務負担を踏まえた上で、教職員に職務命令で放課後児童クラブの業務に臨時的に協力していただくということで人的体制の確保をしております。

学校による子供の預かりにつきましては、保護者のやむを得ない事情により、自宅で過ごすことが困難な、特に小学校低学年の児童につきまして、通常の授業時間において学校で受け入れ、自習等を実施。これは学校の対応でございます。

また、感染予防につきましては、FAQ等で周知をしております。

学校の教室等の一層の活用につきましては、これも通知で出しています。3月2日または3月24日でございますが、教室または体育館、図書館等の学校施設を放課後児童クラブ等の実施場所として活用できるということを周知しています。

続きまして、放課後児童クラブに関する財政措置でございます。小学校の臨時休業に伴う午前中の開所に係る財政支援につきましては、これは令和元年度から行っておりますけれども、令和2年度の第1次補正予算につきましては、継続して予算計上しております。新型コロナウイルスの対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中からクラブを開所する場合のかかり増しの経費について財政支援しております。

また、放課後児童クラブの利用料に係る財政支援でございます。これは令和2年度の第1次補正からになっております。クラブを臨時休業させた場合、または、通所の自粛をお願いした場合につきましては、市町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行っております。

もう一つが感染防止の支援ということで、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するた

めに、事業所がエタノールまたはマスク等を購入した場合の財政支援について行っておるところでございます。

7ページ、次が令和2年度の第2次補正予算でございます。これにつきましては、新型コロナウイルスの感染症の緊急包括支援交付金の中で予算計上しております。考え方としては、保育と同じでございますけれども、下の事業内容の につきましては、消毒等の配布、感染防止用の備品購入でございますが、新しく としまして、これはいわゆる手当にも支給できます。かかり増しの経費ということで先ほども説明があったかと思っておりますけれども、時間外に消毒等を行った場合の手当、または休日の割増し賃金等でございます。また、職員に対する相談・支援として予算計上しております。放課後児童クラブにつきましては、1施設50万と書いてありますけれども、基準上、支援の単位ということになっていきますので、1支援単位当たり50万を支給するというようになっております。

簡単ですが、以上でございます。

井上幼児教育課長 文部科学省の幼児教育課長でございます。

資料5-2を御覧くださいませ。

1ページ目、新型コロナウイルス、これまでの主な通知ということで、ほぼ厚生労働省から保育所について御説明があった内容と同じでございます。2点だけ申し上げますと、1点目が3月24日の赤印に書いてありますけれども、幼稚園についても非常に多くのところで預かり保育をさせていただいております。居場所の確保という観点からは小学校以上とは違うというところがございますので、そういったところでのお取組のお願いをさせていただき、多くのところに取り組んでいただいたということでございます。

一番下のところ、衛生管理につきましては、6月16日付のマニュアルでお示しをさせていただいております。子供の小さい年齢ということで難しいところはあるかと思っておりますけれども、その中でも留意いただけるところについて、少しお示しをしたということでございます。

2ページ目は学校再開の状況ということで、御参考でございます。

4ページ目を御覧ください。2次補正予算です。保育所と同様の御支援ということにさせていただいております。かかり増し経費につきましては、特に預かり保育という観点に着目しまして、経費の使途の具体的な整理について、こういったものに使っていただけるかということを政府内で早急に整理の上、また公募を進めたいと考えてございます。

最後に5ページ目でございますけれども、臨時休業中等、保護者の方、地域の方を含め、様々なお悩みもあったかと思っております。少し参考にさせていただきそうな家庭の過ごし方や遊びの具体事例を御紹介しております。また、右側は、幼稚園等におきまして、認定こども園を含めまして様々な工夫のお取組をいただいております。そういったものを参考にさせていただけるように各園さんに協力いただいて集めた事例集について、また今後アップデートしていきたいと思っておりますけれども、御参考ということで、ホームページに掲載させていただいております。

以上です。

池上参事官 続きまして、内閣府でございますけれども、資料5 - 3について御説明させていただきます。

まず1ページを御覧いただきたいと思います。主に赤くなっている部分を御紹介いたします。運営費と利用料の関係が中心でございます。

まず、2月27日に内閣府令の改正と事務連絡の発出を行いました。1つ目の がついているところでございますけれども、保育所等が臨時休園等を5日を超えて行う場合、これはその後1日から改正されますけれども、保護者の負担する利用者負担額について、日割り計算で減額を行うことといたしました。また、2つ目の ですけども、臨時休園等した保育所等につきましては、保育の実施が継続されているものとして、通常どおり施設型給付等を支給することといたしました。これは保育の体制を継続していただくということで、このような措置を取らせていただいたところでございます。

また、一番下、6月17日に通知を発出しております。公定価格等に基づく人件費につきまして、通常時と同水準とする対応が求められること、それから、常勤・非常勤といった雇用形態の違いのみに着目して異なる取扱いを行うことは適切でないことを周知しております。また、これらについては、自治体による指導監査の対象とすることを自治体宛てに依頼しております。

この間、保育士に適切に給与が支払われていないというような報道も種々あったところでございます。6月17日に至る前におきましても何回か内閣府から文書を出しておりますけれども、改めて6月17日の3府省の課長級通知で整理を行っておりますので、それに即した対応を各地域においてもぜひとも対応していただきたいと考えているところでございます。

2ページ、認定こども園に関連するこれまでの主な事務連絡についてということで掲載しております。保育所、幼稚園との並びを取りつつ、各種の御連絡をさせていただいているところでございます。

3ページからは、子ども・子育て支援に関連するこれまでの財政支援、特例措置についてということで掲げております。詳しい資料は4ページ以下にございますが、時間の関係で項目だけ御紹介いたします。

保育所等の臨時休園への対応としては、保育料の減免に関する財政措置を手当したところです。一斉休校に伴う支援としては、先ほど厚労省さんからも御紹介がありましたけれども、放課後児童クラブにおける財政支援、ファミリー・サポート・センター事業、それから、企業主導型ベビーシッターの利用の特例、企業主導型ベビーシッターのICT化といったものが挙がっております。企業主導型保育に対する支援として、利用料減免の支援も暫定措置として行ったところでございます。そのほか、子育て世帯への臨時特例給付金の支給も行いました。

資料5 - 3についての御説明は以上になります。

引き続きまして、資料6の御説明をさせていただきます。保育事故の関係でございます。例年、教育・保育施設等における事故報告を各省から報告していただきまして、内閣府において取りまとめを行っておりますけれども、今般、令和元年についての集計ができましたので、報告いたします。

1 ページ冒頭のところにあるとおり、保育事故につきましては、教育・保育施設等で発生した死亡事故、また、治療に要する期間が30日以上と比較的大きな負傷や疾病を伴う重篤な事故等について、各施設から行政に報告いただく仕組みでございます。

3 ページで少し御紹介させていただこうと思います。表がございますので、そちらを御覧ください。「負傷等」の報告件数は1,738件、対前年比で106件の増加となっております。「意識不明」等の内数は御覧のとおりでございます。亡くなられたとの報告件数、「死亡」という欄ですけれども、6件ございました。対前年比では3件のマイナスとなっております。2つを合わせました事故報告件数全体は1,744件で、対前年比103件のプラスとなっております。報告件数の増加は平成28年から継続している傾向でございます。

4 ページ以降は、施設別、年齢別、場所別、シーン別に詳しく見た資料となっておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

南参事官 内閣府少子化対策担当でございます。

次に、資料7-1と7-2を御覧いただければと思います。先月、5月29日に閣議決定をいたしました「少子化社会対策大綱」について御説明をさせていただきたいと思っております。7-1の概要に従って御説明いたします。

本大綱は、少子化社会対策基本法に基づく少子化全般にわたる総合的、長期的な計画でございます。おおむね5年置きに2004年から、今回で第4次の大綱となっております。

策定の過程に当たりましては、有識者検討会で大日向先生や奥山理事長、そして、衛藤大臣の勉強会では松田先生など、非常に多くの先生方に御知見をいただきましたこと、この場をお借りして御礼を申し上げたいと思います。

7-1が概要でございます。7-2が本体なのですが、本体は大きく3部構成になっておりまして、まず1番目が総論部分となる本体でございます。そして、別添1として各省がその構成に従ってどのような施策を講じていくのか、そして、別添2として数値目標という3部構成になっております。

概要にお戻りいただきまして、内容の御説明をさせていただきます。背景としまして、少子化の進行は非常に厳しい状況にある、社会経済にも多大な影響を与える。そして、主な原因については未婚化・晩婚化と、有配偶出生率の低下があるということ。そして、その背景には、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っている。その実現を阻む隘路を打破するために、総合的な少子化対策を大胆に進める必要があるということをもとめてございます。

その上で、新型コロナウイルス感染症です。今回5月に閣議決定するに当たり、非常に多くの影響を子育て世代、若い世代に与えたということをしかりと明記いたしまして、

平常時のみならず非常時の対応にも留意しながら、総合的な少子化対策を進めるということを明記しております。

その上で、基本的な目標としまして「希望出生率1.8」の実現を明確に掲げております。令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会と、少し長いですが、そうしたことを基本的な目標として掲げております。

その実現のために、基本的な考え方として5つ柱を立ててございます。まず1つ目、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくるということで、若者の雇用環境の整備、結婚支援、両立支援、女性の再就職支援、地域活動への参画支援、男性の家事・育児支援、働き方改革と暮らし方改革。

2つ目としまして、多様化する子育て家庭のニーズということで、共働き家庭だけではなく在宅子育て家庭に対する支援、多子世帯、多胎児を抱える御家庭への支援など、多様な家庭のニーズへの対応、そして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援、それから、シニアの方々を想定しました子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い等を掲げております。

3つ目としまして、地域の実情に応じたきめ細かな取組ということで、地方創生と連携した取組を推進していくということ。

4つ目としまして、結婚、妊娠・出産、子供、子育てに温かい社会ということで、機運の醸成、外出支援、情報発信について掲げております。

5つ目として、新しい視点でございますけれども、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用するというので、結婚支援や子育て分野におけるICT、AIの活用についての促進を掲げております。

こうしたことを重点としながら、ライフステージごとに施策の方向性を整理しているというところでございます。

最後に、施策の推進体制ですけれども、有識者の意見を聞きつつ、進捗状況をしっかり検証・評価する体制を構築してPDCAサイクルを回していくということ、数値目標をしっかりとフォローアップしていくこと、それから、財源についても国民各層の理解を得ながら、社会全体で費用負担の在り方を含め幅広く検討していくことを盛り込んでおります。

簡単ですが、以上になります。

秋田会長 ありがとうございます。

本日の議事について、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、お一人2分で御発言いただきますよう、御協力をよろしくをお願いいたします。時間を超過した場合は、御発言中の委員の画面にメッセージが表示されますので、御留意ください。

なお、御発言の順番については、委員・専門委員・代理出席の方の順に、五十音順に指名させていただきたいと思っております。

御発言 2 分超の場合にはメッセージが出るということで、2 分でもよろしく願いいたします。

それでは、発言順番に従いまして、まず王寺委員からお願いをいたします。ミュートを解除して御発言をお願いいたします。

王寺委員 全国認定こども園協会の王寺でございます。

参考資料 4 に添付しております意見書を御覧ください。この中で、時間が限られておりますので、2 ～ 3 点申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の対応についてです。共通の指針、共通の事務連絡をお願いしたいということです。このたびの感染症はえたいの知れないもので、各施設では大変な不安と混乱の中で、国が示されるガイドラインが唯一の頼みとなりました。私ども認定こども園は、幼保の機能を併せ持つという兼ね合いから、今回の会議の資料 5 - 1 から 5 - 3 にありますように、同じような連絡が 3 府省より入り、多くの施設ではどれを選択すればよいのか混乱していたようです。なお、市区町村の管轄が福祉部、教育部で異なることにより、対応も異なることが浮き彫りになりました。このことから、幼児教育・保育に関する事務連絡や対応方法、遵守すべきガイドラインの通知などではできるだけシンプルに統一化、一本化してほしいということです。

2 点目は「新しい生活様式」についてです。乳幼児の学びは、子供たちとの遊びの中で学ぶことが重要であり、また、保育者と子供との信頼関係を育む愛着形成においても、このたびの新しい生活様式は取ることができません。それで、幼児教育・保育に関する正しい理解と啓発を社会に対し積極的に周知していただきたいと思えます。

また、3 点目、全ての保護者を支援する取組の充実をお願いしたい。私ども協会は、緊急事態宣言下で休園、登園自粛を余儀なくされた子供たちとその家庭での生活が心配となり、当会議の委員のメンバーの皆様の御協力の下、「就学前家庭向け緊急アンケート」を取りました。その 7 割以上の保護者が「困りごとがあった」と回答し、家庭内では、心身の疲弊、虐待リスクの増加、家庭内不和などが起こり、子供の発育と心身状態に大きな影響を及ぼしかねない大変厳しい状態ということが浮き彫りになりました。なお、保護者が不安を感じても相談する先のほとんどが閉鎖されているという声も上がっておりました。私ども施設も積極的にその課題解決に取り組んでまいりますが、あってはならない 2 波、3 波に備え、行政においても子を持つ家庭や保護者の様々な状況を考えて、経済的支援のみならず、社会全体で支援できるよう早急に取り組んでいただきたいと思っております。

時間がございませんので、後は読んでいただきたく思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、奥山千鶴子委員、お願いいたします。

奥山委員 私も意見書を出させていただいております。今、王寺先生から御発表がございましたが、子育てひろば全国連絡協議会においてもアンケートに御協力をさせていただ

きまして、地域子育て支援拠点の利用者のみを抜粋して全体と比較をしてみました。その資料をつけさせていただいています。実は就学前家庭全体よりも、地域子育て支援拠点利用者、まだまだ在宅での子育てが高い可能性のある方々ですけれども、より「子育てや生活での困り感」が、高い傾向が見られたということがデータから示されました。

それから、親自身の感情や行動の変化なのですけれども、これも特に全体との比較においても「孤立感・閉塞感」を覚えている傾向がより高く見られているということで、就園前の子育て家庭に対して、こういった緊急時、外出がままならないという中では、地域とのつながりですとか、相談対応ですとか、そういったことをしっかりとしていかなければいけないということが明らかになりました。

次に、私どもひろば全協のほうでも事業者向けの「緊急オンラインブロック会議」というものを全国で11回、参加団体98ということで、6月8日から26日までさせていただいております。その中であっては、市町村からの通知とかもあったのですが、再開に当たっての基準というものがなかなか示されずに困ったということや、特に消毒や衛生面の対応についての困り感ということがありました。保育所等への通知を援用していくということはあったと思うのですが、この辺りがしっかり示されていくことも大事だと思っております。

交流の場が中止となったことで、よりリアルな交流の場の必要性をより感じたわけなのですけれども、つながりのある方々に対しては一部オンラインになっても大丈夫だということもありまして、リアルな交流の場の価値の発信とともに、今後はITの活用も必要だと思っております。

また、産前産後回りが今回非常に厳しかったわけで、産前産後ヘルパー派遣のことですとか、ファミリー・サポート・センター事業、利用者支援事業等、地域との資源につないでいくこと、そもそも少ない資源をもうちょっと通常から用意しておくことが必要だと思っております。

最後に、地域子育て支援拠点と利用者支援の連携についての調査研究結果なども入れさせていただいております。こういった緊急事態には、もともとサービスがしっかりしていないと課題が顕在化していくということがございますので、今後もしっかりやっていかなければいけないと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、長田朋久委員、お願いいたします。

長田委員 公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田です。

私たちは全国1万弱の社会福祉法人を中心とした認可保育園の団体です。全国の会員園である認可保育園では、介護や医療従事者、宅配や食料品等の小売を行うなど、社会生活を維持するためのいわゆるエッセンシャルワーカーの方々のお子さんを保育園で受け入れるため、コロナ禍にあっても必死に保育の継続に取り組んできました。

この間、国や行政からも厚い御支援をいただきまして、本当にありがとうございました。また、保護者の皆様もでき得る限りの登園自粛に御協力をいただきまして、心より御礼を申し上げます。

おかげさまをもちまして、保育士を含めた園の職員が、登園自粛の園児数の減少に伴いまして交代で在宅勤務に切り替えるなど、職員の感染リスクの軽減を図ることができました。

ゼロ歳からの乳児を含む保育園で保育を行うに当たっては、密は避けられません。子供たちを健全に育てる上では、スキンシップや手厚いコミュニケーションは必要不可欠です。子供同士の触れ合いや関わりを止めることはできません。ですから、日本中の保育士たちは、緊急事態宣言の最中であっては、少なくとも自分は絶対感染できないと、非常に緊張感を持って保育や在宅勤務に当たっていたと思います。心より敬服いたします。

まだ完全に終息したわけではありませんが、保育現場において、この緊張感は続きますが、プロとしての保育士集団、保育園職員集団は、これからもエッセンシャルワーカーの一員として頑張ってくれるものと期待しています。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、小塩隆士委員、お願いいたします。

小塩委員 小塩です。

いつも丁寧な御説明ありがとうございます。また、現在、保育現場でコロナ対応に御尽力なさっていらっしゃる関係者の方々に敬意と感謝を申し上げます。

私からはコメントを2つ申し上げます。一つは、資料3の地域区分のお話です。このテーマは非常に悩ましいテーマで、今後に当たっての視点というページにまとめていらっしゃいます。財政中立の原則の下でという制約の下で議論しないといけないということがありますので、なかなか難しいのですが、私といたしましては、できるだけ数字に基づいた議論が必要ではないかと思います。市町村あるいは都道府県の担当者の方々から、いろいろなアイデアをいただいております。例えば、補正のルールを見直すとか、地域の単位を広域なものにする、あるいは、地域区分はそのままにしてその他保育人材の配置に関するいろいろなほかの支援で対応する、いろいろなアイデアがあるかと思うのですが、それぞれどういう効果があるのか、特に財源的にどういうインパクトがあるのかというのは、ぜひ内閣府のほうで議論、検討していただければと思います。これが1点目です。

2点目は、最後の7 - 1における「少子化社会対策大綱」についてです。先生方は御存じのように、非常に残念なことに、出生率が1.36まで下がってしまいました。2015年に1.45まで回復している調子だと思っていたのですが、その後、じりじりと低下しています。私たちもこの会議でいろいろな対策を検討しているのですが、なかなかその効果が上がっていないということかと思えます。

先ほどのお話ですと、施策についてはしっかりとPDCAサイクルを回すという御説明があ

りました。それは非常に結構なのですが、今までの対策も含めてそれぞれの対策が出生率に対してどういう効果を上げていたのか、足りないところはどういう点なのかというのは、できるだけ数字に基づいた議論が必要かと思っております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、柏女霊峰委員、お願いいたします。

柏女委員 柏女です。

今日、淑徳大学の柏女というよりは、社会福祉法人理事長としての柏女から、新型コロナウイルス感染防止の1点についてのみお話をさせていただきたいと思います。

この感染拡大当初の突然の休校措置によりまして、学校よりはるかに狭い学童クラブにいきなり3密状態がつくり出されたということは、その当初、事業者としてかなりの混乱があったことは事実です。保育園や学童の原則休園によって、要対協係属事例、あるいは障害児家庭、要支援家庭、全体で約30家庭ありましたが、そのフォロー体制づくりにも苦労しました。児童養護施設でも家族再統合を困難にし、かつ子供の見捨てられ感も強化する結果になった点は否めないと思います。一時、子供たちもストレスをため込みました。

その後の登園自粛、原則休園、休業等については、企業のリモートワークが進むにつれて、比較的順調に推移するようになって、国がそれらに対する対症療法的な措置、すなわち事業者に対する利用料減の補填、あるいは児童養護施設に対する事業費の補填など、第1次、第2次補正予算によって対応できたことはよかったなと思っております。

ただ、この間、委員の方からもお話がありましたけれども、感染防止という公衆衛生的な画一的な政策が、いわゆる濃厚接触を必須とする子供たちの成長発達より優先して取られたということもあって、現場の率直な実感としては、必要とは思いつつも、子どもの最善の利益からはほど遠い自らの対応に悩んだことは事実だと思います。

今後は、一昨日の朝日新聞記事にもありますように、子供への制約が行き過ぎだったのではないかという観点から、こうした政策の評価が行われるべきだと思います。特に、三密にありながら、学童クラブにおける感染、クラスターの発生状況等は本当にあったのかどうか、そうした評価が重要だろうと思います。

また、学校教員のクラブ手伝いということが通知にありましたけれども、本当にそれがどのくらい行われたのか、そうしたことの評価も必要だと思います。私の法人でも、産業医等の協力を得た感染防止対策本部を設置して、現在まで50回近い会議を行いつつ、対処してきています。評価に堪え得る詳細な記録も取っておりますので、必要であれば、ぜひいつでも提供したいと思います。

最後に、今後設置される有識者会議等には、教育や福祉の専門家も入りながら、教育や保育、さらには介護に必須とされる個別性とソーシャルディスタンス等の画一的感染防止対策とのバランスあるいは工夫、そうしたものについても配慮がなされるべきだと思います。

います。

以上でございます。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、加藤篤彦委員、お願いいたします。

加藤委員 全国幼児研究協会の加藤です。

3点申し上げたいのですが、最初に、このコロナ禍の中であって、医療的な正しさを保護者の方はすごく求められることがありますけれども、子育て、私どものように幼児教育施設、幼稚園として育ち合うということが非常に大事な中で、どこに折り合いを求めることができるのか、各保育施設、幼児教育施設で大きな悩みがあったのだと思います。それに関して、学校のような事業体系ではありませんので、国としても幼児期の子育ての保障、このコロナ禍において大事にしなければいけないことは何かということ、英知を集めていただければと思います。

1点目です。まず、処遇改善 の研修確認の開始時期の延期についてです。コロナ禍の中であって、対面での研修が大変難しい状況であって、ウェブを利用したりリモート研修の構築を急いでいるのですけれども、まだWi-Fi環境のないところも多く、整備にはもう少し時間がかかるように思います。必要な研修供給ができる整備の時間を見ていただいて、研修確認のスタートの時点を後ろ倒しいただければ、御検討いただければと思います。

2点目です。事務処理に係るデータのデジタル化の推進の件です。行政システムが、今、独自にそれぞれデジタル化をしていて、せっかくデジタルになっていても、行政の壁を越えるためには、もう一回アナログに戻して変換し直す、入力し直すということが頻繁に起きていて、今、仕事量の増大だけでなく人手不足で国のほうでもデータの一元化は推進をなさっていらっしゃるって、マイナンバー、運転免許や口座など、ニュースにも取り上げられておりますけれども、これを機に無償化や新制度事務も全国一元化を推進していただきたく、強くお願いを申し上げたいところです。

3点目です。これも文科省の取組になるのですけれども、トータルに支援をしていただきたいという意味で、学校教育における支援が必要な子供たちに、私立特別支援学校等経常費補助金というものをいただいているのですけれども、小中学校に比べまして、幼稚園やこども園もしばらく値上げがなくて、据置きになったままなのです。どうぞ支援が必要な子供たちにきちんと目が向けられるように、こちらのほうも整備を進めていただきたくお願い申し上げます。

私からは以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、古口達也委員、お願いいたします。

古口委員 全国町村会の古口でございます。

まず、今般、地域区分の在り方についてアンケート等を取っていただき、丁寧にまとめていただきましたことに感謝申し上げます。引き続き、これについても慎重に検討してく

ださるようお願いしたいと思います。

さて、私からは1点だけです。緊急事態宣言後の保育所等における開所や縮小、臨時休園の考え方について申し上げます。学校に対して臨時休業が要請されているにもかかわらず、保育所、放課後児童クラブに対しては原則開所とするということに対しては、大変行政としては戸惑いを感じました。私は学校と同じように、ここは原則休園、休業を要請するべきであったのではないかと考えております。そして、もし保護者の都合で家でなかなか対応できないという方については、予防対策等を徹底した上でお預かりをするという対応にすべきだったかと思えます。

つまり、感染防止の対策、これが一番ですから、この観点からいえば、保育所あるいは放課後児童クラブも学校と同じような対応にすべきではなかったのかということでもあります。こういうものに対して、今回、様々な財政支援もしていただきましたが、それと同様に、今後もそういう形で進めていただければいいのかなと考えております。

国のほうでも大変でしたでしょうけれども、引き続き地方の実情に合わせて、いろいろと御支援をいただければと思っています。

私からは以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、駒崎弘樹委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会の駒崎です。

資料を基にお話をさせていただきたいと思えます。資料のほう、映っていますでしょうか。画面共有できていますでしょうか。

秋田会長 大丈夫だと思います。参加者の方は画面共有できているということでもあります。こちらはできないのですけれども、資料を持っております。お進めください。

駒崎委員 ありがとうございます。それでは、話をさせていただきたいと思えます。意見書に基づいてお話しします。

1つ目です。シッター等保育者、保育士の性犯罪歴チェックの仕組みを導入していただきたいと思っております。今年度、ベビーシッターマッチングアプリの大手のキッズラインという会社があるのですけれども、そちらで登録シッターが2人も逮捕されるという事件があったのは、皆さん、報道などで御存じかと思えます。1人の性犯罪者は平均380人の被害者を生んでいるという研究もあるぐらい、この小児向けの性犯罪というのは非常に深刻なものであります。今回はベビーシッターではありましたが、保育園などでも同様のリスクがあることは御案内かと思えます。

さて、こうした状況に対して、諸外国においては、保育士を採用する際などに、DBSという政府の部局に犯罪証明というものを発行していただくというような流れになっています。それによって性犯罪の歴がある方は、子供をめぐるお仕事では仕事に就けない状況になって予防しているということがあるわけなのです。日本では全くこういうものがないので、性犯罪を犯した方が普通に保育園、ベビーシッター、学童保育などで働けてしまう。そし

て、再犯を繰り返すという状況になっています。これに対して、ぜひこの日本版DBSというものを早急に導入していただきたいと思っております。

そして、ここは質問なのですけれども、後で内閣府にお答えいただきたいのですが、このキッズライン、内閣府のベビーシッター補助の対象になっています。こうした重大な事故、事件を起こしたような事業者に対して、何らかの是正勧告あるいは質の管理をするように促すということはしないのでしょうか。ぜひ御意見、これからの予定をお伺いできたらと思っております。

そして、全部を話していると時間があれないので、ピックアップしていきます。この保育の必要性認定に「多胎児」をぜひ入れていただきたいと思っております。これは以前から申し上げておりますが、実は昨日のニュースで、町田で起きた虐待死事件がありました。これは親御さんが多胎児、双子のお母さんが双子の片方の子を殺してしまったという悲しむべき事件がまた起きてしまいました。

こうした状況で、多胎児の育児は非常に負担が大きいということは、様々な各種データにも出ております。育児の困難感などでも、特に子供を虐待しているのではないかと思うというようなアンケートに対して、単胎児、普通の一人の子供の御家庭では1歳児は2%、2歳児では4%にすぎないのですけれども、双子の場合は約10倍も子供を虐待しているのではないかと思っている親御さんが多い。そのくらい心理的に追い詰められている状況があります。こうした子供たちを助けられるのは、もちろん子育て支援もそうなのですが、厳しい状況にあれば保育園にも預けられるよという状況にしていく。保育園をセーフティーネットにしていく必要があるのではないのでしょうか。ぜひ御検討を継続的にお願いしたいと思っております。

また、医療的ケア児など、障害児をもっとちゃんと預かれるように、居宅訪問型保育に障害児保育加算を適用してください。せっかく寄る辺ない子供たちのためにつくられた居宅訪問型保育ですけれども、現状では医療的ケア児を預かると採算が割れてしまう状況になっているということは前回もお話ししました。ぜひ、この辺も継続的に御検討いただけたらと思っております。

以上、もろもろありますけれども、ぜひ御覧になっていただけたらと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、佐藤好美委員、お願いいたします。

佐藤委員 産経新聞社、佐藤好美です。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルスに関連して2つ申し上げます。先ほど柏女委員が御指摘になりましたけれども、最初の段階で放課後児童クラブ等が全般的な受け皿になったことは大変厳しい局面だったと思います。日頃から行政の手当てが届いていなかった脆弱な分野で、厳しい点が出たということは認識すべきところだと思います。こういったところにいかに日頃の手当てをつけていくかということをも真面目に考えるべきだと思います。

脆弱性が出たという意味では、例えば地域の子育て拠点であるとか、あるいは子ども・子育て支援法に基づかないような子供食堂であるとか、電話相談事業なども同じだと思います。NPO法人であるとか、地域のボランティアさんであるとか、そういった手弁当でやっているらっしゃるサービスには、行政がやるのでないサービスのよさがあると思います。こういったものをこれからも広げていくという意味でいえば、こういった資金の面でも人材の面でもなかなか継続が難しいところに、いざというときにどういう支援をしていくかということは考えなければいけないと思います。今回、補正予算で相談事業などについては早い段階で予算がついたことは大変よかったと思いますけれども、事業者さんからそういった要望が出る前に、日頃から、いざというときに何が必要で、どういった支援をすべきなのかということ、パッケージで行政として持つておくべきだと思います。コロナウイルスに関連しては以上です。

あと3点、時間の許す限り申し上げたいと思います。事故報告の集計が出ました。例年、認可外保育所の死亡事故が多いことについては課題であると認識しています。箇所数であるとか定員数を考えましても、認可園に比べて極めて高率だと考えています。昨年からこうした園にも無償化が行われるようになりました。指導監督基準を満たさない園にも現在は無償化がされているものと理解しております。この死亡事故のあった園については、指導監督基準を満たしていたのかどうか、また、引き続き無償化が行われているのかどうかについて教えてください。見直しも含めて考えるべきだと思います。

それから、地域区分についてです。大変難しい課題で、とりわけ移動が容易な都会で、人材確保の観点から難しい面があることはよく理解しております。ただ、この問題は引き上げるところが出る以上、下げるところも生じるのがなかなか難しい問題でありまして、変更には何らかの理屈が必要であると思います。自治体の理解が得られるような調整をお願いしたいと思います。

病児保育についてです。経営が困難であることは、かねて聞いているところです。子ども・子育て支援法での位置づけ、また、地域の配置も含めて、きちんと考える必要があると思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、月本喜久委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

コロナウイルスによる長期にわたる登園自粛により、子供たちは一定のストレスなども乗り越え、ようやく楽しい幼稚園への通園が始まりました。母親としては、早く以前のような日常が戻ってくることを願ってやみません。

さて、子供たちが通園できなかった期間には、家庭訪問、電話での懇談、お便り、ネット配信や郵便での教材配付、ユーチューブの限定公開による先生方の保育提供と情報提供、Zoomでの対話など、それぞれの幼稚園の工夫により、多様な方法で臨時休業期を乗り越え

ていただけたことに感謝しております。

こうした各園の工夫や御配慮は親も子もありがたいものでしたが、地域によって違いがあったようです。一律にすればよいということではなく、こうした対応をどのような地域や園においてもしていただければ、家庭においては一つの安心につながります。新型コロナウイルスの第2波が想定される中、園のリードでこうした手段、方法の啓発、促進を積極的に今後も進めていただければ、園による対応の格差は縮まり、全ての家庭の安心につながると思います。そのためにも、ICTの充実をはじめ、教育・保育施設に対する支援に積極的に取り組んでいただければ幸いと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、湊元良明委員、お願いいたします。

湊元委員 日本商工会議所の湊元です。

私からは意見を2点申し上げます。まず、資料3「子どものための教育・保育給付における地域区分の在り方について」です。国として、統一かつ客観的なルールと、社会保障分野の制度との整合性を踏まえ、地域ごとの民間の給与水準を反映させる方式は妥当なものであると考えます。民間企業においては、隣接する地域の賃金格差が人手確保の課題となる事例もあり、一部地域の状況は理解できます。しかし、財政中立という大原則にのっとり、公平性と透明性を担保した合理的根拠の下、今後検討がなされることを期待しています。

次に、資料7「少子化社会対策大綱」についてです。少子化の進行は社会経済に多大な影響を及ぼす問題です。少子化対策は国の将来を左右する最重要課題の一つであるため、私ども商工会議所としても、パブリックコメントを提出いたしました。

直近の合計特殊出生率は1.36と微減傾向にあり、残念ながら、希望出生率1.8との乖離は進んでいることから、時間的な猶予はないと思います。少子化対策の大きな方向性にはおおむね賛同するところですが、これまでの施策を十分に検証して、実効性の高い施策を進めていきたいと思っております。

なお、具体的な施策を拡充・実行するためには、安定財源を確保することが不可欠です。社会全体で子育てを支えていく観点から、社会保障給付の見直しや税による恒久財源を確保しつつ、本大綱に盛り込まれた多岐にわたる施策を鋭意推進していくことを期待します。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、徳倉康之委員、お願いいたします。

徳倉委員 NP0法人ファザーリング・ジャパンの徳倉でございます。

保護者の観点から大きく3点お伝えさせていただきます。まず、コロナの関連で多くの委員から御指摘いただきましたけれども、小学校、幼稚園、保育園、こども園、そして、学童という児童クラブというところで、非常に対応の差が分かれて、保護者の中で非常に

大きな混乱がございました。これは運営する自治体やそれぞれの施設でも同様かと思いますが、小学校に行けなくなった子供たちが、学童クラブという小学校の教室よりも非常に今回でいう3密の環境になりやすい場所に閉じ込められてしまうような環境で預けられている。その後、そこに教員が参加をしてという話になってきた場合に、これは小学校を開いているのと何の差があるのかということは非常に全国的に話になりまして、これであれば、感染の拡大が出ていない地域であるならば、学校を再開してもらおうほうがいいといった観点もありました。

また、実際、保育園、こども園、幼稚園等では、自粛と休園、基本的に自粛が多かったのですけれども、その自粛にどういうふうに対応していいのかと。働く親ですね。これは男性、女性は関係ありませんけれども、その判断は非常に分かれていましたので、基本的に小学校が開けない状態になるのであれば、そこは開けないと。そして、エッセンシャルワーカーの方々に対する子供に対しては受け入れる等の統一的な、施設によって変わる、小学校や幼稚園・こども園等々で変わるのではなくて、総合的に勘案していただいて指示を出していただかないと、保護者は3人ぐらい子育てをしていてということも十分あり得るので、そこで非常に困難な状況がありました。

あわせて、子供を持つ前の両親学級についてでございます。両親学級も各自治体や病院で開催される場所がありましたけれども、実際、コロナの期間中はほとんど開催がされませんでした。実際にその間置き去りにされてきた妊婦、そして、その配偶者が心細い状況になり、何を学んでいいのか、どう実施をしていいのかということが分からないままの3か月というものがございました。

実際、今回、補正の中で各自治体にまた新たに予算はついてはいますが、ウェブ対応での新しい形の両親学級と。もちろん、内容もバージョンアップしたものを今後実行していただきたいと思っております。

コロナの関連以外の部分ですと、1点、土曜日開所の問題、また夜間、病児保育、それぞれ各施設、非常に頑張ってくださいしております。保護者としては、そこをお願いしなければ就労を継続できないというところがあります。しかしながら、各施設の様々なところにヒアリングをしたり、聞いてみますと、経営的には非常に重いものがあるということで、続けられないかもしれないということが二言目には出てくるような状態であります。これを安定的に運営していただくことが、保護者が安心して就労継続ができて、子供も預けられてという経済的にもプラスの循環ができてきますので、ぜひここの処遇改善、ずっとしていただいておりますけれども、もう一段と保護者の側からも要望として挙げさせていただきたいと思っております。

以上になります。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、中川一良委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童ク

ラブの運営に携わっております。

新型コロナウイルス感染症対策をめぐり、3月から小学校が休校に入中、放課後児童クラブの在り方が大きくクローズアップされました。その問題点が様々な観点から取り上げられたことは御承知のとおりですし、先ほど来、委員の皆様方からも御意見を頂戴いたしております。

また、国におかれては、先ほど御説明のあったとおり、種々、放課後児童クラブに対する御対応をいただいているところでございますが、放課後児童クラブの運営に携わる立場から、問題点は、以下の3点にあるのではないかと考えておりますので、御紹介させていただきたいと思っております。

1点目はスペース、キャパシティーに係る、いわゆる3密回避の問題でございます。とりわけ、中でも密集、密接ですね。これと放課後児童クラブの関係についてですが、通常、放課後児童クラブにおきましては、一人当たり1.65平米を確保して実施をしているところですが、これは小学校の1教室に40名ぐらいの子供さんがいるという状態でございます。小学校では、この間、机の間隔を空けるなどの工夫がされているところですが、放課後児童クラブでは、遊びや生活という活動が中心となります。小学校のように机の前にじっと座り続けているということは、クラブでは想定できません。

そうした中、子供たちが密集する、密接する、その中で子供たちが関係性を育んでいく。こういうクラブの特質と状況の中で、この3密の問題、とりわけ、密集、密接の問題をどう考えていくのか、どう対応していくのか。これが1つ目の問題だと考えております。

2点目は、小学校休校に伴いまして、長時間保育が発生しております。そのときの人員体制の問題でございます。通常、多くのクラブでは、夏休み等の長期休暇中や土曜日を除きまして、職員の就労時間の中心というのは午後からとなっております。今回のように突然3月の初旬から5月の末まで毎日朝から終日の就労が続くことは想定をしておりません。増員できればよいのですが、ただでさえ人材難の中、にわかに見つけることは難しく、多くのクラブでは特定の支援員に大きな負担がかかったことは否めません。ひいては、業務の安定的・継続的運営に大きな影響を与える問題だと考えております。

最後、3点目でございますけれども、小学校など、他機関・他施設との連携の問題でございます。現状としては、こうした非常時においては、一人放課後児童クラブのみで、全国130万名近くの登録児童に対応することは難しいのではないかと。とりわけ、そんな中、小学校との連携は非常に大切だと考えております。

ちなみに、私ども京都市におきましては、小学校の休校期間中、児童クラブの対象児童は放課後まで市立小学校において特例的な預かりが実施されました。クラブは通常どおり、放課後の受入れで対応することができました。恐らく全国で様々な連携や協働の取組がなされたと思いますが、情報の共有が十分になされているとは思いません。

最後に、これはお願いとなりますが、国におかれましては、先ほど来申し上げました3点をはじめ、全国の放課後児童クラブの実情と問題点などを把握していただき、懸念され

ている新型コロナウイルスの第2波、第3波に備えるためにも、特段の対策を講じていただきますようお願いいたしまして、発言を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございました。

続きまして、野澤祥子委員、お願いいたします。

野澤委員 東京大学の野澤と申します。よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に対して、厚労省、文科省、内閣府で様々な対応をされているということでした。また、御尽力された保育、幼児教育関係者の皆様に、心より感謝申し上げます。

私からは、現在もウィズコロナの状況が続いている、そして、第2波、第3波の懸念もある中で、そうした状況に生きる子供たちの育ちについて、きちんと考えていかないといけないという点を述べさせていただきます。

私が所属する発達保育実践政策学センターでも、緊急事態宣言下における実態調査を行いました。その中で今なお重要な視点として、委員の皆様からも出ておりました、密な関わりこそが大事な乳幼児期の保育において感染症予防対策とのバランスをどう取っていくかということに現場の先生方が切実に悩んでおられるということがあります。いつ終息していくのかも見通しがないう中で、発達への影響ということも考慮して、中長期的な視点を持って、どのように子供の育ちを守っていくのかということを検討していくことが課題だと思っています。子供の健康、安全を守りながらも、乳幼児期の子供たちが遊び、学び、育つ権利をいかに保障するか、過度に制限しないかということも真剣に考えなくてはならないと思います。

その際に、感染拡大状況が地域ごとにより異なる状況もあると思います。今後は全国一律の対応ということよりは、それぞれの状況の現実的なリスクをきちんと評価して、その中で子どもの最善の利益を考慮した対応をどう実施していくのか、実態調査や実践事例の共有なども含めて、多様な関連分野の専門家、実践者が議論をしていくということが必要ではないかと思っています。

また、第2波、第3波も懸念される中で、休園、在宅等となった場合の保護者、職員等へのICT活用も含めた支援や対応、また、保護者の精神的健康が非常に低かったということは私たちの調査でも出ておりますので、そういったことの対応は必要だと思います。

さらに、最後なのですけれども、感染リスクはどんなに感染症予防対策をしても完全にゼロにはならないという中で、感染者が出た場合の具体的な対応をどうするか。そして、そういったときにも社会的な差別が決してあってはならないということ、今のうちにきちんと整理、検討して、園や保護者、そして、社会全体にも周知していくことが必要ではないかと思っています。

以上です。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、松田茂樹委員、お願いします。

終わりまで全員にお話をいただきたいので、お一人2分というところで、どうぞよろしくお願いいたします。

松田委員 松田です。

まず、新型コロナウイルスの対応につきまして、保育園、幼稚園、その他の保育関係者様、また、自治体や中央省庁の皆様の様々な御努力があったと思います。心より感謝いたします。

余談ですけれども、大学はまだオンライン授業を継続しており、こんな格好でやっています。不満を言っているわけではないです。

手短に3点意見を述べさせていただきます。まず1点目、資料2です。着実に対応が進んでいると思います。これは以上です。

2点目です。資料3の地域区分です。これについては、なかなか難しい問題ではあります。しかしながら、現在の基本的な考え方を維持すべきだと思います。それは国としての統一かつ客観的なルール、そして、ほかの社会保障分野、介護など、その他の制度との整合性、これは大事ですね。その際に、財政中立の原則というのは忘れてはならないと思います。これは介護給付費の検討でも言及されています。

となると、どうなるかということ、どこかを上げるとどこかが下がるという仕組みになってしまうということですね。また、今回報告されたアンケート調査を見ますと、96%の市町村様は「特に見直しの必要はない」と、4%が問題だということです。こうなりますと、全体としてどこかを上げてどこかを下げるといった議論はなかなか慎重に進める必要があるかと思えます。

提案です。まずは介護等の動向を踏まえながら、財政中立の原則の下でこの問題を検討されることが必要だと思います。あわせて、この4%の市町村様の問題は、恐らく保育士確保の問題ではないかと思えます。そうなりますと、地域区分の見直しとは別に、地域における保育士確保を支援していく。これを進める必要があるかと思えます。

3点目です。資料7-1「少子化社会対策大綱」ですね。様々な対策がこれから進みまして、出生率が回復することを期待しています。その中で、7-1の中ほどに「在宅子育て家庭に対する支援」という文言が入っています。これはその前の大綱にはなかったものです。具体的には一時預かりや相談等と書かれています。これは本会議でも議論されてきたことかと思えますが、ゼロ歳から2歳におかれまして在宅で子育てしている方に対する保育園や幼稚園、その他の施設の支援というものを拡充してはどうか、また、必要な予算措置を要求してはどうか。これは財政中立は関係ないと思いますから、それを進めてはどうかと思えます。

長くなりました。以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、水谷豊三委員、お願いいたします。

水谷委員 お世話になります。よろしくお願いいたします。

私からは地域区分についてですが、平成30年度の地域区分は、1,741市町村のうちの1,318の市町村が、いわゆるその他地域ということです。76%です。すると、地域区分格差というのは、その他地域ばかりの都道府県だとそういう意識が出てこないで、今回の調査結果のああいう数字というのは当然出てくると思うのですけれども、特に都市部に集中しているこの格差について、これを対応しなければいけないのです。ただ、東日本のほうの地域区分がその他地域になっているところの人材は、関東地域、東京地域に流れていってしまうという、都道府県を超えて実態として人材確保ができていないということもあるので、近隣市町村とのバランスだけの問題ではないと思うのです。先ほどから財政中立ということについて私も異存はないのですが、実態が中立ではないということがあるわけで、東京都内にあっても10%から20%の間での地域区分がありますから、ぜひここは見直していただきたいと思います。

2つ目の一時預かり事業の障害児の受入れについては、本当にこれは進歩だなと思うのですが、11時間を見るということは、時間単価が最低賃金から見ると低いですから、特にそこに医療ケア児が入ってきますと、これは医療行為ですから、また看護師が別途要ります。体調不良児とはまた別の問題ですから、ここの整備が要るのかと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、いわゆる施設等利用給付の中で、幼稚園の中にも預かり保育で2号認定という概念ができていますので、働いている家庭にダブルスタンダードのような2号認定があるということが、どちらも、保育所も認定こども園も幼稚園も認可施設でありますから、一定の水準を維持しているところにスタンダードが1つだけということの是正は要るのかなと思っていますので、今後御検討をお願いしたいと思います。

最後に、認定こども園の待機児童を積極的に受け入れている結果、いわゆる1号認定が多い幼稚園由来の認定こども園に2号、3号が増えてくると、特に3号も含めですが、単価がどんどん下がって行って、積極的に2号、3号、特に2号を受け入れていくことで年間1500万円の減収になっているという認定こども園があるという実態も聞き及んでいます。2号、3号の単価の在り方等の問題もあるのかなと思っていますので、ここはさらなるいわゆる収入格差、収入を保障することで、収入が減少してしまうということに対する対応をよろしくお願いいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、箕輪恵美委員、お願いします。

箕輪委員 よろしく申し上げます。全国国公立幼稚園・こども園長会です。

本会からは2点意見を申し上げます。まず、資料2についてです。5年後の見直しで、質の向上に関わる部分で何点も具体策が示されました。今後も幼児期の教育の質の維持・向上を支える、そのような視点でこの会議が進められますよう期待しております。

もう1点は、コロナ関連のことです。まず、資料5 - 2の3ページ、4ページに予算の計上の御説明がありました。現場において、再開に向けて必要な物品がしっかりと届くような支援をしていただけて本当に助かりました。ありがとうございます。まだまだ安全を守っていくことが必要な時期が続きますので、この予算が今後も有効に活用されますように、ぜひ重ねて周知をお願いいたします。

また、今回、コロナ禍で、全国の国公立幼稚園あるいはこども園では、ウェブ環境の整備が大変遅れていることが非常に浮き彫りになりました。これは危機管理の視点からも、それから、どのような状況であってもしっかりと教育の灯をともし続けるためにも改善したい、と考えます。これを機会に幼児教育の現場についてもウェブ環境の促進ということも後押しをぜひお願いしたいと思っております。

また、全国では、園の再開に当たりまして分散登園という方法を取り入れた園があります。全部の園児が一度に登園ではなく、例えば約半分の子供たちが毎日順番に来るといったような期間がありました。この中で、少人数で手厚く子供たちと新年度をスタートすること自体、現場では初めての体験も多かったのですが、そのことのメリットが幾つもありました。そのことも含めて、今回、コロナ禍で起きたこと一つ一つをぜひ検証して、今後の幼児教育の発展に生かしていただければと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

ぜひ2分でそれぞれお願いを申し上げます。

茂木英子委員、お願いをいたします。

茂木委員 こんにちは。全国市長会、群馬県安中市長の茂木英子でございます。

まず、今回の新型コロナウイルスの感染拡大の中で、私どもの市につきましても、子供たちの突然の休校における学童保育の急なお願いと、それが長期にわたったということ、それから、各こども園、保育園、幼稚園等々、本当に現場の方々が突然のお願いにもかかわらず真摯になって対応していただきましたこと、改めて感謝と御礼を申し上げます。非常に大変な中でございましたが、おかげさまで本市としても皆様の御協力で無事に乗り越えてきて今がある状況でございます。

今、様々な現場の方々からお話をいただきました。安中市も同様の状況でございまして、私としても今後に生かしていきたいと思っております。

それでは、市長会としての意見を申し上げさせていただきます。資料3の「子どものための教育・保育給付における地域区分の在り方について」でございます。地域区分の在り方に関する市町村の調査をしていただきました。感謝を申し上げます。この中では、これまでも出てまいりましたが、9割超の市町村は「特に見直しの必要はない」と回答している状況がありますが、一方、全市町村の4%程度ではありますが、主に大都市圏の市町村が「見直しの検討が必要」と回答し、その方法として、補正ルールの追加や暫定的な支援措置の実施等を挙げている状況が分かりました。

また、経過措置の在り方につきましては、当該措置が終了しても差し支えないと回答した市町村がやや多いのですが、継続が必要とする市町村も一定数ある状況でございます。この地域区分につきましては難しい状況ではあるかと思いますが、地方の実情に応じて適切に設定することが重要であります。介護保険等の他の制度における議論の動向を踏まえつつ、引き続き議論をする必要があると考えております。

私からは以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、森田信司委員、お願いいたします。

森田委員 全国保育協議会副会長の森田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まずは、保育の現場では日々の感染予防のため、備品や子どもの手に触れる部分のアルコール消毒の回数を増やすなど、対応に日々追われております。そのような職員の努力は、社会維持と生命を守る人たちの子どもたちをお預かりし、保育による子どもの成長を支えることが社会を支えることにつながっているという思いによるものです。

また、加藤厚生労働大臣からも記者会見で保育現場に対する温かいお言葉をいただき、本日、皆様からも温かいお言葉をいただき、誠に感謝申し上げます。

そして、1次補正、2次補正で感染予防のための備品やかかり増し経費のための補助金を確保していただきましたことについても、感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、一部の報道では、保育所等で医療関係者の子どもの登園拒否があったことなどが大々的に取り上げられ、保育に関わる者の多くが残念、悔しいという思いも発信されていきました。感染が拡大する中で、多くの施設では自治体の登園自粛に沿いながらも開園を続け、医療関係者や社会インフラの維持に関わる保護者の子どもたちを感染リスクの中でも預かり続けていきました。ぜひ、その保育現場の取組についても、広く社会の皆様を知っていただきたいと考えております。

本会では、感染拡大の時期に本会関係者に対するウェブ調査を行い、感染拡大地域の保育所・認定こども園の取組を収集し、ホームページに公表するなど、情報発信も行わせていただいております。また、このような状況の中で、第2次補正予算の中では、医療関係者、介護関係者、救護施設の職員などに慰労金が支給されることになる一方、保育所等の職員は対象外となりました。本会は内部組織として全国保育士会を擁しており、全国の保育士から、この慰労金についても保育士を対象にしてほしい、また、毎日保育を頑張っている私たちを認めてほしいという意見が多く寄せられております。これは保育所・認定こども園の関係者だけではなく、児童養護施設や乳児院、母子生活支援施設の保育士からも同様の意見が寄せられていることを付け加えさせていただきたいと思います。

一方、公定価格の支給を通常どおり受けているにもかかわらず、職員に対する賃金を減額するような不適切な事例が報道されていきました。国から注意喚起のための通知が発出されましたが、保育士等の職員の生活を守るために適切な賃金の支払いは当然のことであり、

本会では会員への通知など、周知と適切な賃金支給を確認するよう呼びかけを行っております。

なお、この間、保育所・認定こども園等は、登園自粛により在宅にいる子どもたちへの支援の実施をしております。その際に、オンラインで保護者に子育ての悩みや子どもの様子を聞くなど、相談支援を行ったり、子どもと会話をしたりする取組を始めるなど、登園自粛であっても施設ができることを実施しております。その効果と必要性を感じ、ICT化への補助金の要望が多く寄せられております。これまでの事務負担軽減のためのICT化ではなく、コミュニケーションツールとしての活用に向けたICT化の拡大、拡充への支援をお願いいたします。

結びに、地域区分については、高い区分に囲まれた地域区分を引き上げる制度としていただくことに対しまして、お礼を申し上げたいと思います。しかしながら、「その他」という名称や扱いを含め、格差の解消について現場の意見も踏まえながら、引き続き御検討いただきますようお願い申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

続きまして、山内五百子委員、お願いいたします。

山内委員 日本保育協会の山内と申します。よろしくお願いいたします。

今回の新型コロナウイルスの感染症への対応についての報告があったと思います。関連したことについて発言したいと思います。

このほど、開所についての施策をいただき、園内でも消毒その他も大変でしたが、社会の要請に応えて維持し続けたと思っております。これも、昨年の5年後においての見直しにおいて、積み上げ方式の公定価格の設定が継続されたことが安定した経営に大きくつながったと感謝をしたいと思っております。

さて、今回の緊急事態については、かつてなかったことありますので、様々に行政から通知が参りました。本当にたくさん参りましたので、各園についてはかなり混乱した部分があったと思います。

今後について、まず、幼稚園の対応のほうなのですけれども、本来、延長保育、それから、乳児の子どもたち、2歳児の子どもたちへの保育というのは必要だったと思っておりますが、完全に閉園されていた園もあったと聞きます。その点で、保護者のほうから相談の電話をいただいたという県もありましたし、うちの園でも短時間保育の保育士が休まざるを得なかったというような状況もございました。そんな点で、今後について2波、3波があるかもしれないという点につきまして、この辺りの実施状況を完全にさせていただくことを望んでいきたいと思っております。

先ほど、森田先生がおっしゃいましたように、子供たちの発達の保障や保護者のケアにICT化を積極的に利用していくという面で、この点については、森田先生に賛成したいと思います。一部、地元の新聞でも保育士に対する慰労金等が記事になっておりましたけれど

も、安定した実施という視点では、老健施設や障害者施設等では趣旨がもともとこの制度は違うので申し上げませんが、かなり子供たちが少なくなっても消毒やその他、現場の先生たちは疲労こんぱいをしている状況でありました。その点については御理解をいただくとありがたいです。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、山本和代委員、お願いいたします。

山本委員 労働組合連合の山本でございます。

もう「や」まで来ると、そろそろ皆さん力もだんだん尽きてくる頃かと思えますし、今まで委員の皆さんからおっしゃっていただいたことと重なる部分は大変多いです。その中で、労働組合という立場から、保育や幼児教育に携わっている方も労働者、そして、保育所等に預けなければ就労が続けられない、本当にそこがあって最後のとりでだというような人も労働者、その方々たちが安心して安全に働けるためには一体どうしたらいいかということ、これを機にもう一度ちゃんと考えなければいけないのではないかと考えています。

連合で行っている労働相談では、感染リスクの中で、妊婦なのだけれども、幼児教育の場で働いている人たちからの悩みや、非正規労働者と言われる臨時、非常勤の人たちは休業手当がもらえないなど、先ほど通知は出しましたというお話はありましたけれども、そういう切実な声などが届いています。

また、登園自粛などによってテレワークをしなければいけなくなったときに、子どもは保護者がうちにいると遊んでもらえるものだと思っているのに、そうはいかないと。そういう中で虐待というところに悩みを抱える人たちも多くなっている。それなのに、佐藤委員もおっしゃっていましたが、その受け皿となってくれるところの機能が、果たして今どうなっているだろうか、脆弱なところがさらに際立ってしまっている現状について考えないといけないと思っています。

ずっと言っている0.3兆円は一体どこに行ってしまったのだろうと。これはやはり働く人たち、職員の人たちの配置基準を改善していかなければ安心して働けないし、安心して預けられない。3密の状態だという話もありましたが、保育は絶対に密が避けられないということですので、なおさら改善が必要です。

これからについて、今ある課題についてもう一度しっかりと洗い出して、今後の余波に備え、対策を取っていくということ、地域についてもそれぞれの個々の事情などを考え、検証し、継続的な取組をお願いしたいと思っています。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、大川洋二専門委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

病児保育も新型コロナウイルスの流行に伴って非常に利用者が減りまして、交付金の減

少につながります。こういった窮状を既に厚労省のほうにお話をしておりますし、深い理解を得ていることと思います。また、在宅ワークを進めているわけですがけれども、在宅ワーク中の保育園の利用というか、自粛しなさいということですがけれども、在宅ワークをしながら育児をすることに関して困難さを感じる保護者の方も多くいらっしゃいますので、今後、こういった面に関しても少し考慮していただきたいと思います。

また、事故ですがけれども、資料6の話ですが、認可外の保育園で死亡者が3人と多いわけですがけれども、一方、考えると、軽症だ、不明である、骨折であるという数が極めて少ないということは、すなわち、認可外保育園での事故に対する認識が少し認可されている保育園に比べて低下しているのではないかと。これは毎年行われていることですが、今後もこういったことに関して十分な注意喚起をお願いしたいと思います。

さて、私は今回、資料を出しまして、厚労省によりまして病児保育のアンケートを取っていただきました。膨大な資料をどうもありがとうございます。この中で、病児保育をやっている私たちは医療併設型のデータが多いわけですがけれども、厚労省を見ますと、病児・病後児・体調不良型の全てを網羅したデータが出ておりまして、お互いに補完し合ういいデータだと思います。ただ、病児・病後児・体調不良型も交付金の在り方は極めて異なっておりますので、全体をまとめて評価するということが大変いいことでもありますし、誤解を生む可能性もあります。今後、こういった細かい点について協議会内で考えまして、厚労省のほうにまた御意見を持っていきたいと思っております。

また、給与がこのアンケートでは非常に高いです。病児保育のスタッフの感覚とかなり異なっておりますので、こういった異なったデータがどうして出たかということに関しても今後検討していただきたいと思います。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

どうやってもお一人2分でも12時は若干過ぎそうでございますけれども、続けてさせていただきます。どうぞ2分に御協力ください。

岡本美和子専門委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本です。よろしくお願いいたします。

日本助産師会としましては、意見書を提出しておりますが、そちらのほうも御参照ください。子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針では、多胎児を持つ子育て家庭の支援に関して、今後検討を行うべきこととして取り上げていただき、また、支援拡充について御検討いただいていることについて感謝申し上げます。日本助産師会としましては、多胎妊婦家族への支援について、いまだ都道府県格差が大きく、深刻な課題として残っていると考えております。日本全国どの地域であっても、平等に公的支援として多胎妊婦とその家族が支援を受けられることを目的として、次の2点について要望をいたします。

1点目ですが、母子健康手帳と併用して活用できる多胎妊婦・多胎育児のための副読本

を全国に配布していただきたいということです。現在の母子健康手帳の内容は単胎児を中心に作成されており、必ずしも多胎育児に合致するものではありません。特に乳児期につきましては、多胎育児中のお母様方の不安をあおるといふか、助長することになりかねないと考えております。現在、国内には多胎育児研究の専門家や支援者らが中心となって作成した副読本が数種類あります。そこには、多胎の妊娠と出産、子供の発育と発達、授乳方法など、育児について心の準備や注意点がきめ細やかに記載されております。副読本を利用した多胎家族からの評価も非常に良好であるにもかかわらず、現在のところ、一部自治体での活用にとどまり、全国的な普及には至っておりません。そこで、多胎妊娠の全家庭を対象に副読本の配布がされることを要望いたします。

2点目ですが、妊娠期からの多胎育児準備教室を全国の自治体で実施できるようにしていただきたいということです。現在、全国の自治体や医療機関で実施されている育児準備教室というのは、基本的には単胎児の妊婦を対象としています。多胎育児準備教室では、多胎育児経験者、ピアサポーターにも参加してもらうなどして、実際の多胎の子育てについての具体的なイメージを持てるようにすることが可能ではないかと考えております。その見通しを持てることは、多胎育児を伴う困難さの軽減に寄与していただけるものと考えております。単胎のみならず、多胎妊娠においても、出産、子育て期へと切れ目のない支援への取組をより拡充していただきますよう、御検討のほどよろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、尾木まり専門委員、お願いいたします。

尾木委員 全国保育サービス協会の尾木です。

本協会は、ベビーシッターや居宅訪問型保育事業など、主として個人の家庭を訪問して行う保育について、研修事業や認定資格制度等を通じて、保育の質の維持・向上に努めております。本協会の会員事業者は、利用者からの申込みを事業者が受け、ベビーシッターを派遣する事業者請負型の事業者です。その事業者への調査結果から、新型コロナウイルスの影響について御報告しますと、2月下旬に学校が一斉臨時休校になったことにより、各事業者への問合せが急増しました。この需要の高まりに対応するために、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の特例措置を早期に講じていただいたことは、利用者への支援として有効であったと思います。ただ、全体としては、保護者が自宅にいる家庭が増えたことから、新たな利用申込みよりも利用家庭からのキャンセルが多いという実態があったようです。

一方で、保育者も自身の子供が休校になった場合や、あるいは感染を防ぐ意味合いから、保育を自粛する動きもあり、ベビーシッターの需要に対して供給が不足する実態もあったと聞いております。

そのような中、先ほど駒崎委員が触れられました痛ましい事件が起こったことについては、本協会としても非常に遺憾なこととして受け止めております。個別に行われる保育に

において、保育する時間の長短にかかわらず、保育者による子供への影響の大きさに鑑み、認可外の保育者への継続的な研修の強化が必要と考えております。このことについては、認可外の居宅訪問型保育事業の指導監督基準も創設されまして、届出先の自治体による集合研修が行われることなども盛り込まれています。今後は実施方法や内容の検討も必要になると考えています。

また、もう一つ、事業者が提供する保育の品質管理、例えば所属する保育者の管理はもとより、利用者からの相談窓口としての役割を果たすコーディネーター機能を強化することなど、万全を期す事業運営づくりが必要と考えております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、木村義恭専門委員、お願いいたします。

木村委員 ありがとうございます。

一般社団法人全国認定こども園連絡協議会の木村でございます。

意見書を出させていただいておりますので、時間に限りがありますので、そちらも御確認いただければと思いますが、まずもって内閣府、そして、厚生労働省、文部科学省の皆様におかれましては、今回の新型コロナウイルスの対策等において、予算の確保や様々な制度への対応などをしていただいたこと、心から感謝を申し上げたいと思っています。

私の園は、この4月から認可保育所も市町村から行政委託を受けて始まりました。そんな中、4月の後半に、実は園児に新型コロナウイルスの陽性反応が出たということで、2週間の休園措置を取ることとなりました。保育者は、ひょっとしたら自分が濃厚接触をしているのではないか、自分がほかの職員に感染をさせているのではないか、もしくは自分の家族へというような不安の中でも、保健所と相談をしながら、保育は進めてまいりました。

このような状況は全国至るところであったのだらうと思いますし、その最前線で保育を進めてきた職員に対しては誇りに思いますし、また、このような職員に対して、社会的地位という部分をしっかりと処遇も含めて担保していかなければ、今後、こういう厳しい中で、保育に進む学生などは減っていくのではないかとこのところを危惧しているところがあります。

さらに、先生方におかれてはキャリアアップの研修を進めていかなければならないところではありますが、このような状況の中でeラーニングとか、そういった研修を充実させるような通知をしていただきたいと思います。5年後の見直しにおける部分において、対応方針で4の(8)ではそのようなことが記載されておりますので、都道府県への説明、通知をお願いしたいと思っております。

さらには、今回の新型コロナウイルスの関係で、保護者の皆さんも精神的にかなり不安、負担、いらいらが募っているのかと思います。そういった意味においては、保育士等に対しての、時には罵声であったり、道理にそぐわない言葉をいただいて、職員も疲弊してい

るところが実はあります。そういったパワーハラスメント等についても御対応していただければありがたいと思っています。

最後に1点確認をお願いしたいのですが、5年後の見直しについての土曜日の共同保育について、これはどういった組合せは認められるのか。給付施設もしくは企業主導型保育事業同士でも、それは減算にならない、調整対象にならないということであるのか、その辺は1点明確にしていただければと思っております。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、高橋善之専門委員、お願いいたします。

高橋委員 秋田県大館市の高橋です。

まずは、私のコロナ対応についてお話しさせていただきますが、最初に、国からの感染拡大防止対策に関する支援につきまして、迅速かつ的確に対応していただいたこと、感謝申し上げます。既に第2弾の支援策も届いております、大変心強く思っているところでございます。

コロナに関しまして、本市は感染者1名ということで、現在はほぼ鎮静化している状態です。このような状況でさえ、3月、4月には学校を休校措置せざるを得ない状態となりまして、放課後児童クラブにつきましては継続とし、さらに、行き場のない子供たちに関しては学校自体で預かるという緊急避難的な体制も併用いたしました。

そのことによりまして、間接的にはありますけれども、市の医療機関や社会インフラを下支えするという大切な役割を果たしてくれたものと高く評価しております。本来の保育機能に加え、緊急時における社会機能維持という観点からも、幼保施設の意義と価値の社会的評価を高める結果となっております。

先ほどから委員の皆様が御指摘のとおり、3密を防ぐことが事実上困難な環境におきまして、多くの不安を抱えながらも、その職責を果たしてくれていることに深く敬意を表したいと思います。このような社会的貢献力に鑑み、慰労金の支給を検討している自治体もあり、改めて、幼保施設職員の処遇改善が進む契機となればと願っている次第です。

最後ですが、今後のコロナ対策として、先ほど野澤先生の御提言があったように、学校教育と同様、全国一律の措置ではなく、地域や感染状況に応じた現実的な対応ができる仕組みを構築することが肝要であると考えております。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

続きまして、中正雄一専門委員、お願いいたします。

中正委員 日本子ども育成協議会の中正でございます。

新型コロナウイルスの対応で、利用者負担についての支援、また、事業者には公定価格を通常どおり算定いただきまして、本当にありがとうございます。感謝しております。

そんな中、私から公定価格のほうで提案事項が1点ございます。現在、保育所入所定員

により算定されている公定価格の適用基準ですが、毎月初日の利用児童数に見合う定員区分の公定価格ですね。お預かりしている実人数の公定価格を適用していただきたいということでございます。2つの理由から、経営を圧迫しているということでございます。1つ目が、新型コロナウイルスの影響で、入所そのものを控えた児童が出てきているということ。2つ目が、そもそも少子化によって地域によっては定員割れが出てきているということでございます。

1つ目のところでは、そもそも濃厚接触とならざるを得ない環境で、子供たちを入れられないとか、そういった理由で育児休業の延長が非常に多くなってきているということでございます。また、パートさんでは契約解除などもあって、保育を必要としない状況があったりして、当面保育所の利用を取りやめたということも出てきております。

2つ目の少子化については、これからどんどん出てくる、長期的にはどんどん厳しくなるのではないかと考えております。自治体によっては、待機児童解消のために定員を確保していきたいという考えがあって、定員変更を簡単にしてほしいという考えがあるのは分かるのですが、事業者側から考えますと、例えば100名規模の定員で90名しかお子様が入らない場合、職員などは100名分の定員分を確保している状況でございます。補助単価は100名分となって、非常に経営が厳しくなって、その状況が何か月も続くと、お預かりしている子供たち、また、職員の処遇におけるポストが安定していかないということになります。そこで、定員割れをした場合について、月ごとに実人数の定員区分の公定価格を適用してもらいたい。ぜひ各自治体と協議してもらいたいということが要望です。

以上でございます。ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、平川俊夫専門委員、お願いいたします。

平川委員 日本医師会の平川でございます。

2点要望をいたします。まずは何といたっても、病児保育の調査の結果を踏まえて、しっかり対応していただきたいということでございます。収支は多くが赤字、利用児童数の変動も著しいということですので、現状の事業をより発展させるためにも、しっかりとした支援をお願いしたいと思います。

2点目は、医療的ケア児のところでございます。特に動く医療的ケア児は、短期入所施設だけでなく、日中の一時施設などでも受入れが困難として断られるケースも多いと聞いております。動く医療的ケア児に配慮した看護評価の在り方について検討していただきまして、看護師の配置に対する加算などに反映をさせていただきたいと思います。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、水嶋昌子専門委員、お願いいたします。

水嶋委員 おはようございます。家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。

新型コロナウイルスについては、不安が大きく、家庭的保育の現場も大変でした。特に

年度末から新年度に替わる時期だったため、小さな子供たちの心の安定を考えながら、感染を防ぐことに努めてきました。

家庭的保育は、少人数の保育なので、3密は避けられやすく、保育も状況に応じて柔軟に対応できるため、新型コロナウイルスへのソーシャルディスタンスやマスクの使用、手洗いの徹底など、基本的な予防を取りながら、可能な限りいつもの保育を行っていきことができましたが、ほかの施設と同じように保護者の在宅勤務による影響や自粛で子供が不安定になったことは同じでした。

家庭的保育の問題としては、急な欠員が生じ、運営が困難になったことです。子供の受け入れ人数が5名までなので、1人の欠員の影響は大きく、実際に私の保育室も、4月入所の5日前に、母親の勤務先の経営が成り立たなくなって復職ができなくなりましたとキャンセルになりました。感染状況によっていつまで欠員が続くのか、とても不安です。

給食の食材の確保に困りました。私たちは5人から10人の給食を作っているのですが、食材は生協などの宅配や近くのスーパーマーケットでの購入が多いのですが、生協などは一般の方の利用が何倍にも増えてしまって、欠品になり、スーパーマーケットは営業時間の短縮をする店舗が増えたので、購入が大変でした。

5 - 1にありました保育所などにおける支援なのですが、感染が広がりつつあった3月に実施され、とても安心することができました。家庭的保育は、一般の家庭とかなり近いので、物品を確保することが難しいのです。マスクなどが送られてきたことは本当に助かりました。ありがとうございました。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

続きまして、清家武彦委員代理、お願いします。

清家代理人 経団連の清家でございます。東出委員の代理で参加させていただいております。

3点申し上げたいと思います。資料7と資料3についてでございます。

まず、資料7の「少子化社会対策大綱」について申し上げたいと思います。経団連では革新的なデジタル技術を積極的に活用して社会課題を解決していこうということをかねがね申し上げております。今日も何人かの委員の皆様方からも、研修、相談、いろいろな場面でICT、ウェブも活用されているというお話を伺いまして、子ども・子育て分野においてもデジタル技術を積極的に活用していくことは重要だということを改めて認識しました。

その中で、事務手続きの問題について御指摘がありましたが、デジタル化を進める際に、単にデジタル化を進めるだけでなく、業務プロセス、書式の見直し等も含めて行わないと電子化しても結局また紙を使うという非常に手間になりますので、その点はぜひ今後見直しを進めていただきたいと思います。

2点目が、安定財源の確保でございます。これについては、様々皆様方から御要望がご

ざいます。私どもとしては現状の社会保障給付の在り方、世代間のアンバランスを是正していくという視点が重要ではないかと思えます。その中で、さらに追加的な財源が必要になった場合は社会全体で支えるということで、税財源による対応を考えるべきではないかと認識しております。

それから、事業主拠出金事業についても私どもは非常に関心を持ってございます。これは積立金規模の適正化、運営規律の徹底が大前提ではないかと考えております。

以上が資料7についての意見でございます。

最後に、資料3について、地域区分の在り方について、ほかの委員の皆様方からも御指摘がありましたように、資料3の12ページにあります視点、例えば統一的で客観的なルールを定めるとか、財政中立の原則の下で進める、こういった観点から、慎重に御議論をお願いいただければと思えます。

以上でございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、由布和嘉子委員代理、お願いいたします。

由布代理人 滋賀県知事代理の副知事の由布和嘉子でございます。

全国知事会の次世代支援育成プロジェクトチームのリーダーといたしまして、三日月知事が先週、要請活動を行わせていただきました。内容といたしましては、将来世代に向けたコロナ対策に係る緊急提言、また、子育ての経済的負担の低減と保育サービスの充実、さらには、子供の貧困対策などでございます。子供の視点に立った中長期的な支援を含めまして、確実な実施を改めてお願いいたします。

それでは、私から3点申し上げたいと思えます。1点目は、公定価格の地域区分についてでございます。各都道府県、市町村に対して調査、意見を取りまとめたことにご礼申し上げます。地域区分につきましては、これまでも御議論に出ておりましたけれども、財政中立の原則の下で、いずれの地域も納得するような見直しは難しい課題であるということも承知しております。今回の調査結果では、保育人材の確保について、都市部から地方まで地域ごとの課題を抱えていて、地域区分の在り方についても自治体間で様々な意見があることが示されているのではないかと考えております。特に、隣接地域での地域区分差が大きく、同種の生活圏であったり、また、鉄道路線で直接結ばれているといった自治体においては、見直しを求める声もあります。

介護の分野におきましても、令和3年度改定に向けた議論が行われていると承知しておりますので、地域区分の在り方につきまして、引き続き御検討をお願いできればと思っております。

2点目です。待機児童の解消、また、保育の環境、保育の質の向上のためには、保育人材の確保は大変喫緊の課題であると考えております。全国知事会として要請させていただきました保育士等への慰労金なども含めたさらなる処遇改善、さらには保育人材の確保につながる住所の登録などを含めた全国的な保育士有資格者の届出制度、こういった制度が

看護師とか介護士の分野にはあると伺っておりますので、こういったことにつきましてもよろしく願いいたします。

3点目でございます。職員配置の改善等、さらなる質の向上のための0.3兆円超の財源の確保をお願いいたしまして、私からの発言を終わります。

以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、伊達直利委員代理、よろしくお願いいたします。

伊達代理人 全国児童養護施設協議会からの代理出席、伊達と申します。よろしくお願いいたします。

2点述べさせていただきます。まず1点目です。児童養護施設は24時間365日、子供と起居をともしている生活の場ですので、今回のような新型ウイルス禍の中でもテレワークに切り替えることができない分野です。いわゆるソーシャルディスタンスの確保よりも、どうすれば孤立状態に置かれている子供との距離を縮めて寄り添う関係をつくっていくことができるかという課題になります。

今般の緊急事態の中では、幼稚園や学校が休校となりましたので、子供たちの生活のリズムを維持することにとっても苦労しました。今後、コロナとの共存を考えますと、このことにどう対応していけるのか、ここが課題になってくると思っています。

2点目です。これまでここで議論されてきた保育の受け皿整備や保育士等の処遇改善についてですが、社会的養護関連の児童福祉施設では、同じ保育者資格をベースに職員配置が進められてきました。しかし、社会的養護の受け皿整備や施設職員の処遇改善においては、保育と同列の扱いとはなっておりません。保育士の低賃金問題の改善が進められていますが、このままでは社会的養護の施設職員が低賃金のまま取り残されてしまいますので、どうか同列の原則について考えていただきたいと思っております。この賃金格差の問題は、当然人材確保・定着の課題に跳ね返ってきますので、大変厳しい状況です。

私からは以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員からの御質問に対して、事務局から回答をお願いいたします。

池上参事官 まず、内閣府池上のほうからお答えを申し上げます。時間の関係がありまして、全てにはお答えできませんけれども、御了承いただければと思います。

まず、地域区分につきまして、様々な観点から御意見を頂戴しました。非常に難しい問題であるという御意見も頂戴したかと思えます。松田委員からは、地域区分に限らず保育人材の確保に総合的に取り組むべきというような御意見もいただいたかと思えます。財政中立という原則の下で、財源をどう考えるかなど、難しい課題はございますけれども、引き続き関係者の御意見を伺いながら、地域区分の在り方について検討してまいります。

コロナの関係では、王寺委員や奥山委員、その他、多くの方々から新型コロナウイルス下での多様な子育て世帯への支援の必要性の御指摘を頂戴したところでございます。各事

業の実施団体において工夫を重ねつつ支援を進めていただいているところでございますけれども、行政としても柔軟な措置を積極的に認めるなどの対応を進めたところでございまして、今後も3府省が連携して取り組んでまいります。

同じく、コロナの関係です。公定価格の支払いについては、従来水準を維持するという対応させていただいております。保育士への給与につきまして、先ほども団体での周知をしていただいているということも御報告いただきました。感謝申し上げます。各施設において適切な対応がなされますように、自治体に対して指導監査を引き続き求めてまいります。

企業主導型ベビーシッターの関係で、駒崎委員、尾木委員から御指摘を頂戴しております。ベビーシッターが子供への性犯罪の疑いで逮捕されたことは、内閣府としても極めて遺憾と考えてございます。企業主導型ベビーシッター事業の実施団体、全国保育サービス協会さんに受けていただいておりますけれども、そこからベビーシッター事業者に対しまして、事案の内容や再発防止策について報告を求め、実施団体及び内閣府において内容の精査を行っているところでございます。適切な再発防止策が確実に実施されるよう求めてまいります。

また、今後同様の事案が生じたときへの対応として、企業主導型ベビーシッター事業の実施要綱を改正し、今後、犯罪が疑われる事案が生じた場合の実施団体への報告を義務づけるとともに、実施団体が必要と認める場合に、ベビーシッター事業者の認定の一部停止ができるように改正をいたしました。さらなる対応につきましては、厚生労働省とも連携を図りながら検討してまいります。

それから、木村委員から土曜保育の関係の御質問を頂戴しました。特定教育・保育施設や地域型保育事業所同士で子供が利用し合う場合や、特定教育・保育施設や地域型保育事業所の子供が共同保育で企業主導型保育事業を利用する場合には、土曜日に開所しているものとして減算しないこととしているところでございます。

多胎児の保育の必要性の認定について、駒崎委員から御意見を頂戴してございます。この点につきましては、厚労省において新たに今年度から交流会の開催、相談支援、育児等サポーターの派遣などの予算措置を講じておられますので、そういった状況も踏まえ、今後の課題として引き続きどういった支援が適切か検討していきたいと思っております。

定員について、両方の側面から水谷委員、中正委員から御意見をいただきました。基本的には固定費なども踏まえて、利用定員に応じた公定価格の設定となっておりますので、大変恐縮ではありますが、定員を適切なものに設定するという制度の趣旨について御理解いただければと考えております。

私からは以上でございます。

森田少子化総合対策室長 続きまして、厚生労働省の少子化総合対策室長です。

認可外保育施設の関係で2点お答えいたします。1つ目は、死亡事故の関係です。令和元年につきましても3件、認可外保育施設で死亡事故が発生しております。基準の適合状

況について、佐藤委員から御質問がございました。1件につきましては基準が適合している施設、残りの2件は適合していなかったということになっております。いずれにしても、こうした死亡事故をなくしていくということで、現場の自治体の皆さんとよく連携して取り組みたいと思います。

一つの対応といたしまして、指導監督基準を改正いたしまして、事故発生時には速やかに都道府県知事に報告することを指導監督の項目としても明記するという事も対応しております。

もう一点、先ほど内閣府からも話がありましたベビーシッターの逮捕事案につきまして、駒崎委員、尾木委員から御意見をいただきました。個人のベビーシッターにつきましては平成28年度から届出の対象にしましたし、無償化の関係もありましたので、昨年、個人のベビーシッターも含めて研修の受講ということを基準で明確にしまして、尾木委員からも触れていただきましたが、今年度からは、施設のように立入調査というわけにはいきませんので、個人のベビーシッターの方につきましては集団指導を今年度から都道府県等に実施していただくという取組を行っております。引き続き、しっかりと対応していきたいと思っております。

以上です。

井上幼児教育課長 文部科学省幼児教育課長でございます。

幾つか申し上げます。今後の御支援を考えるに当たって、子供の密は避けられない中で、子育てや幼児期の子育て保障ということで、新型コロナウイルスの感染リスクと通常の教育・保育のバランスをどう取るかということで、非常に重要なポイントをいただいたと思っております。今後の施策を検討するに当たって、しっかりそこを踏まえたいと思っております。

また、幾つかICTの関係の御意見が出ました。これまでもいろいろICTの環境整備で御支援を申し上げてきたところですが、今後またこういったことでニーズや備えも高まっていくかと思っております。しっかり御支援を考えていきたいと思っております。

また、全国一斉休業の件でたくさんコメントをいただきました。やはり混乱が大きかったということもあるかと思っております。当時は、感染拡大を1～2週間で抑えなければというポイントで、萩生田文科大臣からは、いろいろシミュレーションしてきたこともありましたし、本当はそういうことを用意してから休業をスタートしたほうが混乱を避けることができるのではないかという思いもあった、と申し上げているところでございますけれども、数か月たった今でもやはり当時の一斉休業についてご意見が出たということは、省内でしっかり共有をさせていただきたいと思っております。

私学助成の関係で少し整備をお願いしたいという御意見が出ておりました。1人当たり単価の増額等、充実に努めているところでございますけれども、そちらのほうもしっかり御要望があった旨、省内で共有をさせていただきたいと思っております。

以上です。

南参事官 内閣府少子化対策担当でございます。

資料7の少子化大綱についても御意見をいただきました。個別の施策に関しましては、例えば松田委員の在宅子育て家庭の支援でありますとか、清家委員のデジタル技術の活用と業務プロセスの見直し等でございます。それぞれしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

全体に関わるお話としまして、小塩委員でありますとか、湊元委員だったかと思っておりますけれども、政策の検証、PDCAサイクルの中で「希望出生率1.8」の実現にどう寄与していくのかということをしっかり検証すべきだという御意見をいただきました。実は今回初めて第4次の大綱の中でPDCAサイクルについて位置づけたということもございますので、しっかりと御意見を踏まえて進めていきたいと思っております。

財源につきましても、社会全体で負担という考え方の中でしっかりと検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

駒崎委員 すみません。内閣府側の声がかくもっていてかなり聞きづらい状況になっていまして、マイクの音量を上げていただくなどしていただけるといいかなと。

池上参事官 失礼いたしました。今後そこは気をつけたいと思います。御指摘ありがとうございます。

秋田会長 どうもありがとうございます。

第52回目にして初めてのオンライン会議でございましたので、なかなかいろいろ不具合や時間の大幅な延長等がありまして、誠に申し訳ありません。

これで第52回「子ども・子育て会議」を終了いたします。御出席どうもありがとうございました。